

OBD検査導入に関する意見



日本自動車車体整備協同組合連合会



1. 車体整備とOBD検査

近年、ABS、被害軽減ブレーキや横滑り防止装置等の予防安全装置の採用や、EV、HEVやアイドリングストップ等の環境・省エネのための装備など、自動車への新技術の採用が目覚ましい。いずれも電子的に制御され、単独又は相互の関連性をもって制御されており、車体補修に伴う装置の取り付け、取り外しに当たって、スキャンツールを使用することが必要となっている。

このような新技術に対応した適切な車体整備を実施するための方策については、弊会(日本自動車車体整備協同組合連合会)、日本自動車補修溶接協会(JARWA)並びに国土交通省自動車局整備課から構成される「車体整備の高度化・活性化に向けた勉強会」(以下、「勉強会」と言う。)において、平成26年11月から毎月1回程度の開催で検討を進め、中間報告や取りまとめを行っている。(参考資料①②)

以上の経験から、OBD検査と車体整備には直接的な関わりはないものの、「道路運送車両の保安基準(以下「保安基準」という。)に定める性能要件を満たさなくなる不具合の検知」を目的とする「OBD検査」導入の基本的考え方(案)については、安心安全のために必要な措置として、総論において賛成である。

但し、「OBD検査」の目的を実現するために導入される「特定DTC」については、車体整備事業と密接な関係があることから、若干の意見を申し述べたい。



2. 事実関係

①OBD検査の目的

- OBD検査は、保安基準に定める性能要件を満たさなくなる「電子装置」の不具合に関するDTCを**特定DTC**と規定し、その出力の有無を検査の合否判断基準に加えることで、今後搭載が増加する「電子装置」の**使用時の機能維持**を確実なものとする目的で行う。

②電子装置の整備と道路運送車両法

- 「電子装置」の整備が分解整備を伴わない場合、その整備に際し、事業者は道路運送車両法第七十八条の認証を必要としない。
- 分解整備を伴わない「電子装置」の整備に際し、道路運送車両法第九十条で規定している分解整備事業者の義務も当該整備を行う事業者には及ばない。

※道路運送車両法

(認証)

第七八条 自動車分解整備事業を営もうとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

(自動車分解整備事業者の義務)

第九〇条 自動車分解整備事業者は、分解整備を行う場合においては、当該自動車の分解整備に係る部分が保安基準に適合するようにしなければならない。



3. 分解整備を伴わない車体整備と特定DTC

- 特定DTCが対象とする「電子装置」は、装置構成要素にセンサーを内包していることが一般的であり、その多くは**バンパーなどの外装部品**に装着されている。また、特定DTCが対象とする「電子装置」は、車室にカメラなど備え**フロントガラス越しにセンシング**する場合も多い。
- バンパーの修理やフロントガラスの交換を行う場合は、装置の特性上、**特定DTCが出力している可能性が極めて高いもの**と推定される。
- バンパーの修理やフロントガラスの交換は車体整備における一般的な作業であるが、**これらの修理は分解整備ではない**。
- 特定DTCが出力した場合は**保安基準に定める性能要件を満たさなくなる**が、分解整備を伴わない車体整備を行う場合、道路運送車両法第七十八条や同九十条の規定は及ばない。
- 例えば、センサーが装着されているバンパーは、軽微な修理の場合でも特定DTCを出力している可能性があるが、外観や装置の動作から不具合が認識されなければ、そもそも**特定DTCの出力確認作業を実施する法的根拠がない**。
- また、安心安全の観点から特定DTCの出力確認作業をユーザーに促した場合でも、**法的根拠がない、確認に係るコストはユーザーの負担となる**などの理由から、**ユーザーが特定DTCの出力確認作業は必要ないと判断した場合は、特定DTCの出力確認作業は実施されない**。



4. OBD検査導入に関する意見

- 特定DTCの導入は、検査以外の場面においても、保安基準適合性確保に資する極めて有効で現実的取り組みであることから、「電子装置」が保安基準に定める性能要件を満たさない状態で納車する可能性が排除されるよう、具体的には、ユーザー及び事業者がスキャンツールなしで不具合の発生を認識できるよう、特定DTC出力時の警告灯の点灯を義務付けていただきたい。
- 警告灯の点灯を受けて不具合の発生を認識した弊社組合員が、出力した特定DTCの内容を確認するためには、法定スキャンツールを購入する必要がある。しかし、認証を取得していない弊社組合員は現在スキャンツール補助金の対象外となっている。特定DTCの出力頻度が、点検整備よりむしろ車体整備の方が高い可能性すら推定されるのであるから、公平・公正の観点から、法定スキャンツールに関しては**弊社組合員が補助金の対象となる措置を実施**していただきたい。